

ゴミ減量4コマまんが

ストップ!フードロス!
買った食材は
食べきろう

その75



環境清掃課 ☎ 57-4100

道路上に伸びた樹木の 剪定のお願い

土木港湾課 ☎ 66-1135

私有地から歩道や車道に伸びた樹木の枝は、通行の妨げとなるだけでなく、交通標識やカーブミラー、信号機などを覆い、交通事故の原因にもなりかねません。誰もが安全に道路を通行できるように、樹木の所有者の方は枝の剪定を行うなどの適切な管理をお願いします。



東港地区まちづくり ビジョンを策定しました

東港地区開発推進室 ☎ 66-1281
ID 0251738

蒲郡駅から竹島にかけての「東港地区」を対象とし、市民や民間事業者と協力して取り組む空間づくりなどのまちづくりの進め方と、目指すまちの方向性を示す、まちづくりビジョンを策定しました。



生活排水対策に 取り組みましょう

環境清掃課 ☎ 57-4100

ID 0125724

10月は「クリーン排水推進月間」・「浄化槽強調月間」

生活排水は川や海の汚れの大きな原因です。できることから始めてみませんか。

身近な生活排水対策

- ・ 食べ残し・飲み残しを減らす
- ・ 排水口の三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く
- ・ 使用済み油は廃油回収を利用する。
- ・ 食器や鍋の油汚れはまず拭き取る
- ・ 洗剤は適量を測って使う

浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査（中部微生物研究所 ☎ 76-2228）を受けなければなりません。浄化槽を適切に長く使用するため、適正に管理しましょう。



相続登記・境界問題 電話案内

税務課 ☎ 66-1114

法務局職員、司法書士、土地家屋調査士が、電話での手続案内を行います。

と き 11月8日(月)～12日(金)

午前9時～午後7時

※正午～午後1時を除く

申し込み 10月1日(金)～11月2日(月)

☎に電話で名古屋法務局民事行政調査官室 (☎ 052-952-8170) へ。
※予約した日時に担当者から電話連絡をします。

野焼きは違法です

環境清掃課 ☎ 57-4100

ID 0063346

ごみの屋外焼却(野焼き)の煙によって「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがつく」「のど・目が痛くなった」「気分が悪くなった」など、苦情が多く寄せられます。周辺へ迷惑をかけた生活環境へ悪影響を与える焼却は認められていません。

ごみ処理は適切に

- ・ 少量のごみ…燃やすごみ収集日に出しましょう。
 - ・ 多量の草木…一色不燃物最終処分場に持ち込みましょう。
- ※運搬用軽トラックの無料貸し出し(要事前予約)を環境清掃課で行っています。

野焼きは5年以下の懲役、

1,000万円以下の罰金

野焼きの原則禁止は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にうたわれています。悪質な野焼きは警察に通報してください。

問合先 蒲郡警察署生活安全課 (☎ 68-0110)

野焼きから大火災に

火災と間違いやすい煙・火炎を発生する行為はあらかじめ届け出が必要ですが、野焼きを許可するものではありません。野焼きはちょっとした油断や不注意で火災となり、負傷・死亡に至る危険があります。

問合先 消防本部予防課 (☎ 68-0937)

